# 【別添】

## 輸入燃料(製品)を FIT・FIP 制度に基づく発電事業にて利用する場合の木質バイオマス事業者認定(メモ)

全国木材チップ工業連合会 最終改訂:令和6年10月1日

### 1. 制度の確認

# (1) FIT・FIP 用として利用する場合の対応

FIT・FIP 木質バイオマス発電所向けの輸入燃料を日本国内に持ち込む場合、次に挙げるどちらのガイドラインにも対応する必要がある。

- ①輸入段階(原産国から日本国への輸入):「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(以下、「合法性証明ガイドライン)」に基づく証明行為
- ②日本国内の流通段階:「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(以下、 「発電用木質バイオマス証明ガイドライン)」に基づく証明行為

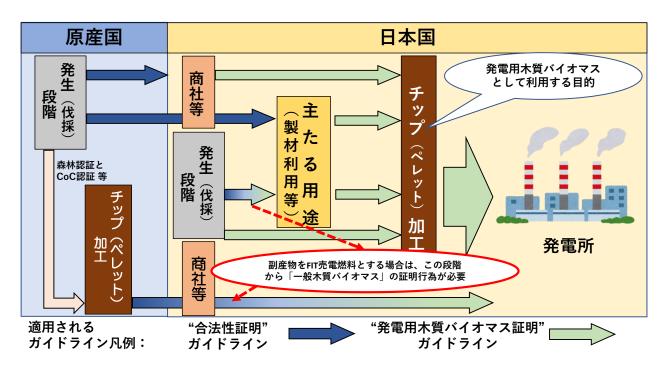


図 輸入木材を FIT 燃料として利用する場合の対応 (イメージ)

また、経済産業省による事業計画策定ガイドライン(2017 年 3 月策定、2024 年 4 月改訂)において、輸入木質バイオマスに係る燃料調達及び使用計画の策定にあたり下記の点が要求されている。これらは発電事業者に要求されるものであるが、当連合会による認定を希望する事業者にも関連するものであり、対応する必要がある。

- ・サプライチェーン上の各社において、ライフサイクル GHG を確認できる基準に基づく認証の取得
- ・調達先を想定した各バイオマスのライフサイクル GHG を算定して申告し、基準値を下回ること
- ・ライフサイクル GHG の個別計算する場合は、個別計算ができることについての第三者認定の取得

# (2) 輸入段階における合法性証明ガイドラインに基づく手続き

合法性証明ガイドラインが提示する3つの方法論のうち、①森林認証及び CoC 認証を活用するもの、 ②認定団体から事業者認定を受けた事業体でつなぐもの、のいずれかの方法論が多くの商取引で採用されていると推測する。

①「森林認証及び CoC 認証を活用するもの」は、第三者認証制度(FSC、PEFC 等)を活用するものであるが、日本国内に持ち込む者はその場合であっても、「CoC 認証が有効であることの確認」と「納品書等で認証材であることの確認と発行」が必要といえる。

### (3) 日本国内に持ち込んだ以降の手続き

発電用木質バイオマス証明ガイドラインに準ずる必要があり、納入の都度、「一般木質バイオマス」の 証明書を発行することとなる。

なお、証明行為は物流に即すことが原則となる。例えば商社の場合、物流に即した証明連鎖が正本となり、商社による証明書は追加的(補足)証票となるので注意が必要である。

# 2. 全チ連が行う木質バイオマス事業者認定

### (1) 認定の考え方

輸入燃料は、合法性証明ガイドラインに基づく手続きのうち、①森林認証制度及び CoC 認証制度を活用するもの、と判断されるものについて、認定要件を満たすものと考える。

なお、合法性証明ガイドラインにおける「その他の方法」を全チ連が否定するものではない。

#### (2) 申請に必要な書類

認定審査に必要な書類は以下のとおりとする。必要に応じて事務局から追加の確認事項や参考資料の提出を求める場合がある。

- ①認定申請書
- ②分別管理及び書類管理方針書
- ③事業概要
- ④サプライチェーン図
- ⑤合法性証明書+その根拠となる書類(納品書や請求書、トレーサビリティレポートなど)
- ⑥その他、輸入通関手続に必要な書類(参考資料)
- ⑦日本国内の流通(売買)に伴う証明書類
- ⑧サプライチェーン上の各社におけるライフサイクル GHG を確認できる基準に基づく認証の取得 状況

#### (3) 申請に必要な書類の補足(サプライチェーン図)

輸入燃料の合法性・持続可能性を確認する方法として、発生段階から燃焼段階までのサプライチェーンの図化と提出が必要となる。

⇒ 商流、物流を分けてサプライチェーンを整理することで各取引における必要な証明行為の把握 ができるほか、商流と物流の明示によるサプライチェーン全体の説明も可能となる。

# 【サプライチェーン例】

原産国で B 社が伐採した木材を、C 社がペレットに加工流通、D 社が日本国 E 社と売買契約、E 社が 運搬し、国内の燃料卸売 F 社が購入、F 社は燃料調達まとめ役の G 社に転売、G 社は発電所に販売 (最終消費)

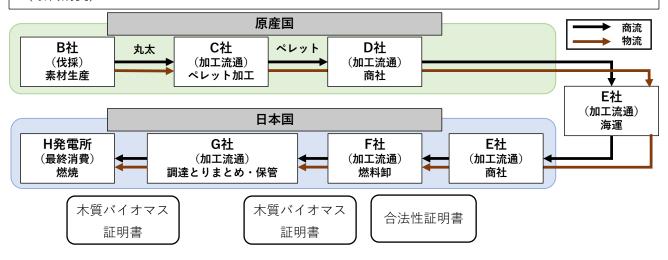


図 サプライチェーンの図化例

# 3. 留意事項

#### (1) 認定事業者の対応

認定事業者は、発電用木質バイオマス証明ガイドラインに基づくバイオマス認定事業者として、物流の 証明連鎖を確保するとともに、商流に介在する者としての証明行為を行うことが必要となる。

# (2) FSC-CW の扱い

FSC-CW (FSC Controlled Wood・管理木材)については一部民間団体等から懸念が表明されていることから、FIT 制度に適合する燃料材としてより厳密な運用が求められる。

そこで、全チ連は、認定事業者 FSC-CW を取扱う場合、必要な手続きとして、次の 3 点について確認できることを認定要件とする。

- ①CoC 認証が有効であること
- ②納品書等で認証材であることの確認+「発行」すること
- ③デューデリジェンスすること

なお、PEFC 制度における CS (Controlled sources) も同様の考え方・対応が必要となる。

### (3)書類管理

認定事業者(分別管理責任者)は、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインにおいて、下記の点を遵守する必要がある。

① 「間伐材等由来の木質バイオマス」、「一般木質バイオマス」及び「建築資材廃棄物相当区分」それぞれに係わる原木消費量及び製品生産量を実績報告として取り纏め、毎年必ず報告する。

- ②「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」の入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿や証明書、証明に係わる根拠書類等を備え付け、適切な記載・管理する。
  - ⇒ 認定団体 (全チ連) に対しては当然のことながら、第三者に対しても説明できる状態にしてお く必要がある。
- ③証明書、納品書及び管理簿等の関係書類の少なくとも5年間は整理・保管する。
  - ⇒ これらは一般的な会計書類と同等に保管すること
- 附則 1 本資料は、関係省庁の発信文書や指導内容をふまえ、当連合会が独自に作成したものである。今後、社会情勢や関係省庁からの指導により改編する可能性もある。
- 附則2 本資料は、令和6年10月1日より施行する。